東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則一部改正

現　行	改正	改正理由
(教授会) 第５条　研究科に置く研究科教授会(以下「教授会」という。)は、組織運営規程第11条第１項及び第２項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 2　教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。 ⑴　研究科の規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 ⑵　指導教員の選定に関すること。 ⑶　研究科副科長の選考に関すること。 ⑷　研究科長補佐の選考に関すること。 ⑸　削除 ⑹　研究指導等の基本に関すること。 ⑺　削除 ⑻　学生の身分に関すること。(入学及び課程の修了に関する事項を除く。) ⑼　削除 ⑽　その他研究科の運営に関する重要事項に関すること。 3　教授会は、東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則第２条第１項に規定する指導教員をもって組織する。 4　教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。 5　議長は、教授会を主宰する。 6　研究科長に事故があるときは、研究科副科長がその職務を行う。 7　教授会は、その構成員(外国出張中の者及び休職中の者を除く。)の過半数の出席がなければ開くことができない。 8　教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、第２項第３号、第４号及び組織運営規程第11条第２項第３号に規定する事項については、３分の２以上の賛成を必要とし、組織運営規程第11条第１項第２号に規定する事項については、東京農工大学学位規程第15条第２項に定めるところによる。	第５条　第１項～第８項　省略 9　教授会は、原則として、年２回開催するものとする。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。	

9　研究科長は、構成員の５分の１以上の要求があったときには、教授会を開催しなければならない。 10　教授会議事要旨は、教授会の承認を求めなければならない。 11　その他教授会について必要な事項は、別に定める。	10　研究科長は、構成員の５分の１以上の要求があったときには、教授会を開催しなければならない。 11　教授会議事要旨は、教授会の承認を求めなければならない。 12　その他教授会について必要な事項は、別に定める。	

附　則（令和元年９月２日連規則第１号）

この規則は、令和元年９月２日から施行する。